

る傷害を特別の犯罪類型として一般の傷害罪より重く処罰する規定を新設しようとするものであります。この規定を設けます理由は、銃砲または刀剣類を用いる傷害がきわめて高度の危険性を持つ悪質な犯罪であるばかりでなく、すでに述べましたように、この種の危険な傷害が暴力団の構成員等によつて多く犯されている実情から見ましても、当面、特にその必要性が認められるからであります。なお、本罪については、その犯罪の性質にかんがみ、未遂罪を処罰するとともに、日本国民の行なう国外犯をも処罰することが相当と考えられますので、その趣旨の規定を設けることとしたのであります。

第二点は、常習的暴力行為に関する規定を整備、強化しようとするものであります。すなわち、現行の暴力行為等処罰に関する法律第一条第二項に規定されている常習的暴力行為に対する法定刑を引き上げるとともに、現在でも右の常習的暴力行為に含まれていない暴行、脅迫、器物損壊のほか、新たに、これに刑法第二百四十四条の傷害を加え、傷害を含む常習犯について通常の傷害罪より重い刑を定めたことでもあります。その趣旨は、暴力団の構成員等の多くが暴行、脅迫、器物損壊のみならず傷害をも含めた暴力犯罪を常習的に繰り返している現状にかんがみ、一面において、この種の常習犯に対する法定刑を引き上げその強力な防止をはかるとともに、他面、この種の常習犯人に対して相当期間にわたる適切な矯正処遇等の措置を講じその改善更生をはかることが、当面最も重要と考えられるからであります。

最後に、裁判所法の一部改正は、右に申し述べました暴力行為等処罰に関する法律の一部改正によりまして、短期一年以上の懲役に当たることとなる罪にかかる事件については、事案の性質等にかんがみ、地方裁判所は原則として一人の裁判官でこれを取り扱うこととしようとするものであります。

以上が暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

○濱野委員長 次に、政府委員より逐条説明を求めます。竹内刑事局長。

○竹内刑事局長 暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、逐条の説明をさせていただきます。

第一は、暴力行為等処罰に関する法律の一部改正でございます。

その第一条関係についてはまず申し上げます。刑法第二百八条第一項を第二百八条に改めることになっておりますのは、昭和二十二年の刑法改正によつて第二百八条第二項は削られて、現在では、当時本法第一条第一項について、右改正に伴つて条文の整理をすべく改定したものであります。本法の第一条第二項を削りましたのは、これを第一条ノ三に含めて規定したために整理を行なつたものであります。

第一条ノ二について申し上げます。本条は、新設の規定でございます。これは銃砲または刀剣類を用いる傷害が高度の危険性を持つ悪質な犯罪であるばかりでなく、現在この種の危険な傷害が、いわゆる暴力団の構成員等によつて多く犯されている実情にかんがみ、これを特別の犯罪類型として、通常の傷害罪より重くしようとする趣旨の規定でございます。本罪の行為は「銃砲又ハ刀剣類ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害」することとされています。ここにいう「銃砲」または「刀剣類」とは、銃砲刀剣類所持取違法第二条にいう「銃砲」または「刀剣類」とその内容を同じくするものとされています。「用ヒテ」とありますのは、その本来の用法に従つて使用することをいうのであります。銃砲にあっては弾丸を発射すること、刀剣類にあっては「刃」または「切先」によつて切りまたは突くことを意味するのであります。したがつて、銃身で殴打したまたは日本刀で峰打ちを加えるようなことは、「用ヒテ」には当たらないと思ひます。学説及び判例は、刑法第二百四十四条の傷害罪について暴行の結果加重犯の場合を含むと解していますが、本条の罪はこれと異なり、銃砲または刀剣類を用いるという特殊な方法による故意の傷害罪として規定したものであり、あとで述べますように本条第二項においてその未遂罪を罰することとしておりますので、本罪が故意犯であることを前提としていふのであります。実際上、銃砲または刀剣類をその本来の用法に従つて使用しながら傷害の故意を欠くという場合はないものと考えられるのでございます。本罪についての法定刑を一年以上十年以下の懲役というふうにいたしましたのは、一般の傷害罪の法定刑よりも重く規定したのは、前に述べましたような本罪の特殊性、すな

わち、人の身体に対し重大な傷害を加へ、ひいては死の結果をも招来する可能性が大であることを考慮したためでございます。

本条第二項は、第一項の罪の未遂罪を処罰する趣旨の規定でございます。前述のような第一項の罪の特殊性にかんがみれば、いさしくも銃砲または刀剣類を用いて人の身体を傷害しようとした者は、たとへば傷害の結果が発生しなかつた場合にも、未遂犯として処罰するのが相当であると考へられます。もし未遂犯処罰の規定を置かなければ、たまたま未遂に終わったといふことで、刑法第二百八条の暴行罪または現行の暴力行為等処罰に関する法律第一条第一項によつて処罰されることになりませんが、これは、相当ではないと考えられるのでございます。

本条第三項は、刑法第三条において刑法第二百四十四条（傷害）の罪が日本国民の国外犯とされていることとの均衡上、日本国民が国外で犯した本条第一項及び第二項の罪をも国外犯として処罰する趣旨の規定でございます。

次に第一条ノ三について御説明いたします。本条は、常習的暴力行為に関する規定を整備、強化しようとするものであります。現行の暴力行為等処罰に関する法律第一条第二項も常習的暴力行為に関する規定でありましたが、判例はこの規定の解釈をいたしまして、それが暴行、脅迫、器物損壊のそれぞれの常習犯を規定したものであります。その趣旨は、暴力団の構成員等の多くが暴行、脅迫、器物損壊のみならず傷害をも含めた暴力犯罪を常習的に繰り返している現状にかんがみ、一面において、この種の常習犯に対する法定刑を引き上げその強力な防止をはかるとともに、他面、この種の常習犯人に対して相当期間にわたる適切な矯正処遇等の措置を講じその改善更生をはかることが、当面最も重要と考えられるからであります。

改正の要点は、従来の常習的暴力行為に対する法定刑を引き上げたこと及び右の常習的暴力行為の中に新たに刑法第二百四十四条（傷害）を加え、傷害を含む常習的暴力行為についてより重い法定刑を定めたことの二点であります。新たに傷害を加えたのは、暴力団の構成員等がしばしば暴行、脅迫または器物損壊の罪とともに傷害の罪をも反覆暴行している事実を考慮したためであります。理論上も傷害は暴行の結果加重犯として成立するものでありますから、これを加えることが相当であると考へるからでございます。

本条にいう「常習」とは、本条が掲げる傷害、暴行、脅迫または器物損壊の各個の罪の常習性のみをさすのではなく、これらの犯罪行為を包括した暴力行為を反覆暴行する習癖をも意味するものであります。右習癖のあらわれとしてなされた行為は数個であつても、包括して集合的一罪となるのであります。

本条の罪については、場合を二つに分け、それぞれについて法定刑を定めているのであります。その一つは、「人ヲ傷害シタルモノナルトキ」すなわち本条の常習犯が、刑法第二百四十四条（傷害）の罪のみからなる場合または第二百四十四条の罪と第二百八条（暴行）の罪、第二百二十二条（脅迫）の罪もしくは第二百六十一条（器物損壊）の罪とからなる場合であつて、これらの場合には、法定刑は一年以上十年以下の懲役でございます。その二は、「其ノ他ノ場合」すなわち、本条の常習犯が傷害の罪を含まず、暴行、脅迫、器物損壊のいずれかの一または二以上から

わち、人の身体に対し重大な傷害を加へ、ひいては死の結果をも招来する可能性が大であることを考慮したためでございます。

改正の要点は、従来の常習的暴力行為に対する法定刑を引き上げたこと及び右の常習的暴力行為の中に新たに刑法第二百四十四条（傷害）を加え、傷害を含む常習的暴力行為についてより重い法定刑を定めたことの二点であります。新たに傷害を加えたのは、暴力団の構成員等がしばしば暴行、脅迫または器物損壊の罪とともに傷害の罪をも反覆暴行している事実を考慮したためであります。理論上も傷害は暴行の結果加重犯として成立するものでありますから、これを加えることが相当であると考へるからでございます。

なる場合であつて、その場合の法定刑は三月以上五年以下の懲役でございます。

右のように重い法定刑を定められた理由は、この種常習犯は、たとえたまふあらわれた犯罪自体は軽微なものでありましても、習癖に基づく暴力行為の反覆という悪質な犯罪であるのみならず、特に暴力団の構成員等によつて多く犯されて平和な市民生活に著しい不安をもたらしている現状にかんがみますると、重い法定刑をもつてのぞむことによつてその強力な防遏をはかる必要がありまするとともに、他方、この種常習犯人に対しましては、相当期間にわたつて、犯罪習癖の矯正、環境の是正、仮釈放後の保護観察等の適切な矯正、保護の措置を講じなければその改善更生を期し得ないと考えられるからでございます。

第二の改正は、裁判所法の一部改正でございます。

暴力行為等処罰に関する法律の一部改正によりまして、短期一年以上の懲役に当たることとなる同法第一条ノ二第一項もしくは第二項または第一条ノ三の罪にかかる事件を、裁判所法第二十六條第二項第二号の地方裁判所の裁判官の合議体で取り扱うべき事件、いわゆる法定合議事件から除外することとしようとする趣旨の規定であります。その理由は、この種事案は、その性質等にかんがみまして、通常、審理が容易であること、審判の迅速をはかる必要があること等の点から、通常の傷害の罪と同様に取り扱いことが相当であるからでございます。

第三は、附則についてでございますが、附則の第一項は、本法がその公布

の日から起算して二十日を経過した日から施行されることを明らかにしたものにすぎないものでございます。第二項は、罰則に関する経過規定でありまして、改正前にした行為については改正後においても新法を適用せず、旧法を適用することを明らかにしたものでございます。以上をもちまして、逐条説明を終わります。

○濱野委員長 次に、予備審査のため昨十六日付託されました民事訴訟法の一部を改正する法律案を議題といたします。

民事訴訟法の一部を改正する法律案

民事訴訟法の一部を改正する法律案

民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

民事訴訟法目録中「第五編 督促手続」を「第五編 督促手続」に改める。

「書記」及び「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第六條を次のように改める。

第六條 手形又は小切手ニ因ル金銭ノ支払ノ請求ヲ目的トスル訴ハ手形又ハ小切手ノ支払地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

第二十一條中「第五條又ハ第七條乃至」を削る。

第二十七條中「第七條」を削る。

第五十條第二項に後段として次のように加ふる。

第四百五十二條（第四百六十三條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル異議ノ取下又ハ取下ノ同意亦同ジ

第八十一條第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加ふる。

四、第四百五十二條（第四百六十三條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル異議ノ取下又ハ取下ノ同意

第四百九十六條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加ふる。

手形又ハ小切手ニ因ル金銭ノ支払ノ請求及之ニ附帶スル法定利率ニ依ル損害賠償ノ請求ニ関スル判決ニ付テハ裁判所ハ職權ヲ以テ担保ヲ供セズシテ假執行ヲ為スコトヲ得ベキコトヲ宣言スルコトヲ要ス

但シ裁判所相当ト認ムルトキハ假執行ヲ担保ノ提供ニ要ラシムルコトヲ得

第四百九十六條の次に次の一條を加ふる。

第四百九十六條ノ二 假執行ノ宣言ノ申立ニ付裁判ヲ為サザリシトキ又ハ職權ヲ以テ假執行ノ宣言ヲ為スベキ場合ニ於テ之ヲ為サザリシトキハ裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ補充ノ決定ヲ為ス前條第三項ノ申立ニ付裁判ヲ為サザリシトキ亦同ジ

第四百九十四條第二項ノ規定ハ前項ノ決定ニ之ヲ準用ス

第四百九十七條中「前條」を「第四百九十六條」に改める。

第四百三十一條に次の一項を加ふる。

手形又ハ小切手ニ因ル金銭ノ支払ノ請求及之ニ附帶スル請求ニ関スル督促手続ハ前項ノ簡易裁判所又ハ手形若ハ小切手ノ支払地ノ簡易裁判所ノ專屬管轄トス

第四百四十三條の次に次の編名を加ふる。

第五編ノ二 手形訴訟及小切手訴訟ニ関スル特別

第四百四十四條から第四百九十六條までを次のように改める。

第四百四十四條 手形ニ因ル金銭ノ支払ノ請求及之ニ附帶スル法定利率ニ依ル損害賠償ノ請求ヲ目的トスル訴ニ付テハ手形訴訟ニ依ル審理及裁判ヲ求ムルコトヲ得

手形訴訟ニ依ル審理及裁判ヲ求ムル旨ノ申述ハ訴訟ニ記載シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第四百四十五條 手形訴訟ニ於テハ反訴ハ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

第四百四十六條 手形訴訟ニ於テハ証拠調べハ書証ニ限リ之ヲ為スコトヲ得

文書ノ提出ノ命令又ハ送付ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得ズ対照ノ用ニ供スベキ筆跡又ハ印影ヲ具フル物件ニ付亦同ジ

文書ノ真否又ハ手形ノ呈示ニ関スル事實ニ付テハ申立ニ因リ当事者本人又ハ訴訟ニ於テ当事者ヲ代表スル法定代理人ヲ訊問スルコトヲ得

証拠調べノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得ズ第二百六十二條ノ規定ニ依ル調査ノ嘱託亦同ジ

前各項ノ規定ハ裁判所ガ職權ヲ以

テ調査スベキ事項ニハ之ヲ適用セズ

第四百四十七條 原告ハ口頭弁論ノ終結ニ至ル迄被告ノ承諾ヲ要セズシテ訴訟ヲ通常ノ手続ニ移行セシムル旨ノ申述ヲ為スコトヲ得

訴訟ハ前項ノ申述アリタル時ニ於テ通常ノ手続ニ移行スルモノトシ裁判所ハ直ニ其ノ旨ヲ記載シタル書面ヲ被告ニ送達スルコトヲ要ス

但シ其ノ申述が被告ノ出頭シタル期日ニ於テ口頭ヲ以テ為サレタルモノナルトキハ其ノ送達ハ之ヲ為スコトヲ要セズ

訴訟ガ通常ノ手続ニ移行シタルトキハ手形訴訟ノ為既ニ指定シタル期日ハ通常ノ手続ノ為ニ之ヲ指定シタルモノト看做ス

第四百四十八條 裁判所ハ被告ガ口頭弁論ニ於テ原告ノ主張シタル事實ヲ争ハズ其ノ他何ラノ防禦ノ方法ヲモ提出セザル場合ニ於テハ前條第二項ノ書面ノ送達前ト雖口頭弁論ヲ終結スルコトヲ得

第四百四十九條 請求ノ全部又ハ一部ガ手形訴訟ニ依ル審理及裁判ヲ為スコトヲ得ザルモノナルトキハ裁判所ハ口頭弁論ヲ經ズシテ判決ヲ以テ訴ノ全部又ハ一部ヲ却下スルコトヲ得

原告ガ前項ノ判決ノ送達アリタル日より二週間内ニ同項ノ請求ニ付通常ノ手続ニ依リ訴ヲ提起シタルトキハ第二百三十五條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ訴ノ提起ハ前ノ訴ノ提起ノ時ニ於テ之ヲ為シタルモノト看做ス

第四百五十條 手形訴訟ノ終局判決ニ付シテハ控訴ヲ為スコトヲ得ズ但シ前條第一項ノ判決ヲ除クノ外

訴ヲ却下シタル判決ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ
第四百五十一条 手形訴訟ノ終局判決ニ対シテハ訴ヲ却下シタル判決ヲ除クノ外判決ノ送達アリタル日より二週間内ニ其ノ判決ヲ為シタル裁判所ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得但シ其ノ期間前申立タル異議ノ効力ヲ妨ゲズ

前項ノ期間ハ之ヲ不変期間トス
第四百五十二条 異議ハ通常ノ手続ニ依ル第一審ノ終局判決アル迄之ヲ取下グルコトヲ得
異議ノ取下ハ相手方ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二百三十六条第三項乃至第六項、第二百三十七条第一項及第二百三十八条ノ規定ハ異議ノ取下ニ之ヲ準用ス
第四百五十三条 異議ヲ申立ツル權利ハ其ノ申立前ニ限り之ヲ拋棄スルコトヲ得

異議申立権ノ拋棄ハ裁判所ニ対スル申述ニ依リテ之ヲ為スコトヲ要ス
異議申立権拋棄ノ書面ハ之ヲ相手方ニ送達スルコトヲ要ス
第四百五十四条 異議ノ申立ハ書面ニ依リテ之ヲ為スコトヲ要ス

準備書面ニ關スル規定ハ前項ノ書面ニ之ヲ準用ス
第一項ノ書面ハ之ヲ相手方ニ送達スルコトヲ要ス
第四百五十五条 不適法ナル異議ニシテ其ノ欠缺ヲ補正スルコト能ハザルモノナル場合ニ於テハ口頭弁論ヲ經ズシテ判決ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ得

第四百五十六条 適法ナル異議アリタルトキハ訴訟ハ口頭弁論終結前ノ程度ニ復スルモノトシ其ノ審理及裁判ハ通常ノ手続ニ依リテ之ヲ為ス
第四百五十七条 前条ノ規定ニ依リテ為スベキ判決ガ手形訴訟ノ判決ト符合スルトキハ裁判所ハ手形訴訟ノ判決ヲ認可スルコトヲ要ス但シ手形訴訟ノ判決ノ手続ガ法律ニ違背シタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ手形訴訟ノ判決ヲ認可スル場合ヲ除クノ外新判決ニ於テハ手形訴訟ノ判決ヲ取消スコトヲ要ス
第四百五十八条 異議ヲ却下シ又ハ手形訴訟ニ於テ為シタル訴訟費用ノ裁判ヲ認可スル場合ニ於テハ裁判所ハ異議ノ申立アリタル後ノ訴訟費用ニ付裁判ヲ為スコトヲ要ス
第四百五十九条 判決ニ事實及理由ヲ記載スルニハ手形訴訟ノ判決ヲ引用スルコトヲ得

第四百六十条 異議ヲ却下シタル第一審判決ヲ取消ス場合ニ於テハ控訴裁判所ハ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スコトヲ要ス
第四百六十一条 第三百五十六条第三項後段ノ規定ニ依リテ提起アリタルモノト看做サルル訴ニ付テハ手形訴訟ニ依ル審理及裁判ヲ求ムル旨ノ申述ハ同項前段ノ申立ノ際ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第四百六十二条 第四百四十二条第一項ノ規定ニ依リテ提起アリタルモノト看做サルル訴ニ付テハ手形訴訟ニ依ル審理及裁判ヲ求ムル旨ノ申述ハ支払命令ノ申立ノ際ニ之ヲ為スコトヲ要ス
前項ノ申述アリタルトキハ支払命令ニ其ノ旨ヲ附記スベシ
第四百六十三条 第一項ノ規定ニ依ル仮執行ノ宣言アリタルトキハ第一項ノ申述ハナカリシモノト看做ス

第四百六十三条 小切手ニ因ル金銭ノ支払ノ請求及之ニ附帶スル法定利率ニ依ル損害賠償ノ請求ヲ目的トスル訴ニ付テハ小切手訴訟ニ依ル審理及裁判ヲ求ムルコトヲ得
第四百六十四条 第二項及第四百四十五條乃至前条ノ規定ハ小切手訴訟ニ關シテ之ヲ準用ス
第四百六十四条乃至第四百九十六条ノ削除

第四百九十八条第一項中「提起」の下に「又ハ第四百五十一条（第四百六十三条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ異議ノ申立」を加え、同条第二項中「確定ハ」の下に「前項ノ期間内ニ」を加え、「其ノ期間内ニ提起スル」を「提起シ又ハ同項ノ異議ヲ申立ツル」に改める。
第五百十二条の次に次の一条を加える。

第五百十二条ノ二 手形又ハ小切手ニ因ル金銭ノ支払ノ請求及之ニ附帶スル法定利率ニ依ル損害賠償ノ請求ニ付キ仮執行ノ宣言ヲ付シタル判決ニ対シテ控訴ヲ提起シタル場合ニ於テハ原判決ノ取消又ハ變更ノ原因トナルベキ事情ニ付キ疎明アリタルトキニ限り裁判所ハ申立ニ因リ保証ヲ立テシメ若クハ保証ヲ立テシメズシテ強制執行ヲ一時停止ス可キコトヲ命ジ又ハ保証ヲ立テシメテ強制執行ヲ為ス可キコトヲ命ジ及ビ保証ヲ立テシメテ其為シタル強制処分を取消ス可キヲ命ズルコトヲ得第五百条第三項ノ規定ハ此場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ仮執行ノ宣言ヲ付シタル手形訴訟若クハ小切手訴訟ノ判決ニ対シテ異議ノ申立アリタル場合又ハ同項ニ掲グル請求ニ付キ仮執行ノ宣言ヲ付シタル支払命令ニ対シテ異議ヲ申立タル場合ニ之ヲ準用ス
前二項ノ裁判ハ訴訟記録ガ原裁判所ニ存スル期間ハ原裁判所モ亦之ヲ為スコトヲ得
第五百三十一条第二項中「地方裁判所書記」を「地方裁判所ノ裁判所書記官」に改める。

第六百七条中「第九百九十六条第二項」を「第九百九十六条第三項」に改める。
附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十年一月一日から施行する
(経過措置)
2 この法律の施行前に訴えが提起され、又は支払命令が申し立てられた事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟用印紙法の一部改正)
3 民事訴訟用印紙法（明治二十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
第一条中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。
第四条ノ二の次に次の一条を加える。

時停止ス可キコトヲ命ジ又ハ保証ヲ立テシメテ強制執行ヲ為ス可キコトヲ命ジ及ビ保証ヲ立テシメテ其為シタル強制処分を取消ス可キヲ命ズルコトヲ得第五百条第三項ノ規定ハ此場合ニ之ヲ準用ス
前項ノ規定ハ仮執行ノ宣言ヲ付シタル手形訴訟若クハ小切手訴訟ノ判決ニ対シテ異議ノ申立アリタル場合又ハ同項ニ掲グル請求ニ付キ仮執行ノ宣言ヲ付シタル支払命令ニ対シテ異議ヲ申立タル場合ニ之ヲ準用ス
前二項ノ裁判ハ訴訟記録ガ原裁判所ニ存スル期間ハ原裁判所モ亦之ヲ為スコトヲ得
第五百三十一条第二項中「地方裁判所書記」を「地方裁判所ノ裁判所書記官」に改める。

第六百七条中「第九百九十六条第二項」を「第九百九十六条第三項」に改める。
附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十年一月一日から施行する
(経過措置)
2 この法律の施行前に訴えが提起され、又は支払命令が申し立てられた事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟用印紙法の一部改正)
3 民事訴訟用印紙法（明治二十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
第一条中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。
第四条ノ二の次に次の一条を加える。

時停止ス可キコトヲ命ジ又ハ保証ヲ立テシメテ強制執行ヲ為ス可キコトヲ命ジ及ビ保証ヲ立テシメテ其為シタル強制処分を取消ス可キヲ命ズルコトヲ得第五百条第三項ノ規定ハ此場合ニ之ヲ準用ス
前項ノ規定ハ仮執行ノ宣言ヲ付シタル手形訴訟若クハ小切手訴訟ノ判決ニ対シテ異議ノ申立アリタル場合又ハ同項ニ掲グル請求ニ付キ仮執行ノ宣言ヲ付シタル支払命令ニ対シテ異議ヲ申立タル場合ニ之ヲ準用ス
前二項ノ裁判ハ訴訟記録ガ原裁判所ニ存スル期間ハ原裁判所モ亦之ヲ為スコトヲ得
第五百三十一条第二項中「地方裁判所書記」を「地方裁判所ノ裁判所書記官」に改める。

第六百七条中「第九百九十六条第二項」を「第九百九十六条第三項」に改める。
附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十年一月一日から施行する
(経過措置)
2 この法律の施行前に訴えが提起され、又は支払命令が申し立てられた事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟用印紙法の一部改正)
3 民事訴訟用印紙法（明治二十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
第一条中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。
第四条ノ二の次に次の一条を加える。

時停止ス可キコトヲ命ジ又ハ保証ヲ立テシメテ強制執行ヲ為ス可キコトヲ命ジ及ビ保証ヲ立テシメテ其為シタル強制処分を取消ス可キヲ命ズルコトヲ得第五百条第三項ノ規定ハ此場合ニ之ヲ準用ス
前項ノ規定ハ仮執行ノ宣言ヲ付シタル手形訴訟若クハ小切手訴訟ノ判決ニ対シテ異議ノ申立アリタル場合又ハ同項ニ掲グル請求ニ付キ仮執行ノ宣言ヲ付シタル支払命令ニ対シテ異議ヲ申立タル場合ニ之ヲ準用ス
前二項ノ裁判ハ訴訟記録ガ原裁判所ニ存スル期間ハ原裁判所モ亦之ヲ為スコトヲ得
第五百三十一条第二項中「地方裁判所書記」を「地方裁判所ノ裁判所書記官」に改める。

第六百七条中「第九百九十六条第二項」を「第九百九十六条第三項」に改める。
附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十年一月一日から施行する
(経過措置)
2 この法律の施行前に訴えが提起され、又は支払命令が申し立てられた事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟用印紙法の一部改正)
3 民事訴訟用印紙法（明治二十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
第一条中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。
第四条ノ二の次に次の一条を加える。

時停止ス可キコトヲ命ジ又ハ保証ヲ立テシメテ強制執行ヲ為ス可キコトヲ命ジ及ビ保証ヲ立テシメテ其為シタル強制処分を取消ス可キヲ命ズルコトヲ得第五百条第三項ノ規定ハ此場合ニ之ヲ準用ス
前項ノ規定ハ仮執行ノ宣言ヲ付シタル手形訴訟若クハ小切手訴訟ノ判決ニ対シテ異議ノ申立アリタル場合又ハ同項ニ掲グル請求ニ付キ仮執行ノ宣言ヲ付シタル支払命令ニ対シテ異議ヲ申立タル場合ニ之ヲ準用ス
前二項ノ裁判ハ訴訟記録ガ原裁判所ニ存スル期間ハ原裁判所モ亦之ヲ為スコトヲ得
第五百三十一条第二項中「地方裁判所書記」を「地方裁判所ノ裁判所書記官」に改める。

第六百七条中「第九百九十六条第二項」を「第九百九十六条第三項」に改める。
附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十年一月一日から施行する
(経過措置)
2 この法律の施行前に訴えが提起され、又は支払命令が申し立てられた事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟用印紙法の一部改正)
3 民事訴訟用印紙法（明治二十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
第一条中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。
第四条ノ二の次に次の一条を加える。

時停止ス可キコトヲ命ジ又ハ保証ヲ立テシメテ強制執行ヲ為ス可キコトヲ命ジ及ビ保証ヲ立テシメテ其為シタル強制処分を取消ス可キヲ命ズルコトヲ得第五百条第三項ノ規定ハ此場合ニ之ヲ準用ス
前項ノ規定ハ仮執行ノ宣言ヲ付シタル手形訴訟若クハ小切手訴訟ノ判決ニ対シテ異議ノ申立アリタル場合又ハ同項ニ掲グル請求ニ付キ仮執行ノ宣言ヲ付シタル支払命令ニ対シテ異議ヲ申立タル場合ニ之ヲ準用ス
前二項ノ裁判ハ訴訟記録ガ原裁判所ニ存スル期間ハ原裁判所モ亦之ヲ為スコトヲ得
第五百三十一条第二項中「地方裁判所書記」を「地方裁判所ノ裁判所書記官」に改める。

第四条ノ三 民事訴訟法第四百四十九條第二項（同法第四百六十三條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ訴ノ訴状ニ付テハ前ノ訴ノ訴状ニ貼用シタル印紙ト同額ノ印紙ハ之ヲ貼用シタルモノト看做ス
第六条ノ三第二号を次のように改める。
二 民事訴訟法第四百五十一条（同法第四百六十二條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ異議ノ申立

手形上又は小切手上の權利に基づく訴訟の迅速な処理を図るため必要の特則を設け、かつ、その判決の執行力を強化し、もつて手形及び小切手の信用を高める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
手形上又は小切手上の權利に基づく訴訟の迅速な処理を図るため必要の特則を設け、かつ、その判決の執行力を強化し、もつて手形及び小切手の信用を高める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○濱野委員長 政府より提案理由の説明を求めます。賀屋法務大臣。
○賀屋國務大臣 ただいま議題となりました民事訴訟法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

この法律案の趣旨は、手形金または小切手金等の支払いを求める訴訟の迅速な処理とその判決の執行力の強化等をはかり、それによつて手形及び小切手の信用を高めるため、民事訴訟法に所要の改正を加えようとするものである。

次に、この法律案の要点を申し上げますと、第一点は、手形金及びこれに付帯する年六分の割合の遅延損害金の請

次に、この法律案の要点を申し上げますと、第一点は、手形金及びこれに付帯する年六分の割合の遅延損害金の請

求を目的とする訴えについて、手形訴訟という特別の手続を認めたことである。手形金の請求は、手形の法律上の性格にかんがみましても、また、その経済取引上の機能にかんがみましても、正当に手形の振り出し等がなされた以上、迅速に決済されるべきものでありますので、訴訟及び強制執行の面におきましては、特別の取り扱いをする必要がありま。そのため、第一に、手形金の支払いの請求を目的とする訴えは、手形の支払い地の裁判所にも提起することができるとしてあります。第二に、原告が手形金等の請求について手形訴訟による審理裁判を求めたときは、その証拠調べを書証に制限し、文書の真否または手形の呈示に關する事実についてのみ当事者尋問を許すものとしてあります。第三に、手形訴訟において原告の請求の当否についてした判決に対しては、敗訴の当事者から一定の期間内に異議を申し立てることができるものとしてあります。またその場合、裁判所は、通常の手続により引き続き原告の請求の当否につき審理をした上、手形訴訟の判決を認可しまたは取り消すべきものとしてあります。

また異議の申し立てがあつた場合において、強制執行の停止を命ずることができるとは、原判決の取り消し変更の原因となるべき事情について疎明があつたときに限るものとしたことでもあります。

第四点は、手形金または小切手金等の支払いを求める督促手続につきましては、支払い命令に対し異議の申し立てがあつた場合において、手形訴訟または小切手訴訟による審理裁判を行なうことができるものとしたことでもあります。さらに、督促手続の管轄裁判所につきましても、また、仮執行宣言につきましても、また、仮執行宣言があつた場合における強制執行の停止につきましても、手形訴訟と同様としたことでもあります。

第五点は、この法律は、昭和四十年一月一日から施行することとし、これに伴う経過措置を定めるとともに、民事訴訟用印紙法について所要の整理をすることとしてあります。

以上がこの法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されるよう希望いたします。

○酒野委員長 次に、政府委員より逐条説明を求めます。平賀民事局長。

○平賀政府委員 ただいま議題となつております民事訴訟法中の改正規定につきまして、逐条の御説明を申し上げます。

まず、目録の改正及び編名の追加であります。第五編「二」として「手形訴訟及小切手訴訟ニ關スル特則」を加えるのに伴ひまして、目録を改正し、かつ、編名を追加しようとするものであります。

用語の改正であります。裁判所法等の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第七十七号）第一条によりまして従来の裁判所書記及び書記の名称を裁判所書記官に改められ、また、同法附則第四項により、他の法令中「裁判所書記」とあるのは「裁判所書記官」と読みかえるものとされましたが、この際、民事訴訟法中「書記」及び「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改めることとしたしました。なお、同様の理由によりまして第五百三十一条第二項中「地方裁判所書記」とありますのを「地方裁判所ノ裁判所書記官」に改めることとしたしてあります。

次は、第六条であります。本条は、手形金額、小切手金額及び請求金額の支払い請求のとき、手形または小切手による金銭の支払い請求を目的とする訴えの管轄裁判所として、支払い地の裁判所を加え、この種の訴えの提起を容易にし、かつ義務者の保護をはかるものとしてあります。支払い地の土地管轄は、通常の管轄による訴え及び手形訴訟または小切手訴訟による訴えに共通するものであります。なお、訴訟物の価格による第一審裁判所の事物管轄は従来どおりであります。

次は、第二十一条及び第二十七条の改正であります。本条は、第六条において定めた支払い地の土地管轄につき、併合請求の裁判所及び専屬管轄の定めのある場合における任意管轄等の排除の点で、他の任意管轄と同様の規制を加えようとするものであります。第二十一条の改正の結果、手形金額等の支払い請求に付帯する損害賠償等の請求は、支払い地の裁判所に訴えること

とができることとなるわけでありま。次は第五十条第二項であります。本条第二項後段の追加は、第四百五十二条の規定による異議の取り下げまたは取り下げの同意につき、準禁治産者または後見人が保佐人または後見監督人から特別の授權を得ることを要するものとしてあります。民法第十二条第一項第四号または同法第八百四十六条により訴訟提起の同意があつた場合におきましても、無能力者の保護をはかるため、右の訴訟行為については特別の授權を要することとする趣旨であります。

次は第八十一条第二項であります。本条第二項中第四号を第五号とし、新たに第四号を加えます改正は、第四百五十二条の規定による異議の取り下げまたは取り下げの同意につき、訴訟代理人が当事者から特別の委任を受けることを要するものとしてあります。訴訟代理人が第一審の委任を受けた場合におきましても、訴訟を判決によらないで終了させる右の訴訟行為については特別の委任を要することとする趣旨であります。

次は第九十六条であります。本条第三項中「前二項を「前三項」に改め、新たに第二項を加えますこの改正は、手形金額、小切手金額または請求金額の支払いの請求及びこれに付帯する年六分の割合の損害賠償の請求に關する判決については、裁判所は、職権で仮執行の宣言を付し、かつ原則として無担保の仮執行の宣言をなすべきことを定めるものであります。現行法の第九十六條第一項は、仮執行宣言の要否及び債権者が仮執行のため担保を供す

べきか否かを、もっぱら裁判所の裁量にかからしめておりますが、右の請求に關する原告勝訴の判決には必ず執行力を付与する必要があるからであります。

次は第九十六條ノ二の新しい規定の追加であります。本条は、仮執行の宣言及び仮執行免脱の宣言に關する裁判の脱漏があつた場合の措置に關して定めようとするものであります。現行法においては、これに關する規定を欠いておりましたため解釈上の疑義が生じておりましたので、本条第一項において、この種の裁判の脱漏は、裁判所が職権でまたは申し立てにより決定をもつて補充すべきものとし、また本条第二項において、その裁判の手続の細目につき、第九百九十四條第二項の規定を準用することとしてあります。

次は第九百九十七條であります。これは第九百九十六條ノ二を追加することに伴う条文の整理であります。

次は飛びまして第四百三十一条第二項でございます。本条第二項は、手形金額、小切手金額または請求金額等の支払い請求及びこれに付帯する損害賠償等の請求に關する督促手続の管轄裁判所として、支払い地の裁判所を加え、この種の請求に關する支払い命令の申し立てを容易にしようとするものであります。

のみ、手形訴訟による審理裁判を求めることができる趣旨であり、また、手形法に定められている法定利息の請求権は、当然に右の手形による金銭の支払い請求に含まれます。

本条第二項は、原告が手形訴訟による審理及び裁判を求めるためには、訴状にその旨の申述を記載しなければならぬとするものであり、この記載は、その訴訟が手形訴訟として審理裁判されるための適法要件であります。なお、訴状にこの記載が欠けているときは、その訴訟は当然に通常訴訟として審理裁判されることとなります。

次は第四百四十五条であります。本条は、簡易迅速な処理を旨とする手形訴訟におきましては、その訴訟手続をできるだけ単純なものとする必要があるとされている。訴訟が手形訴訟により審理されている間は、反訴を提起することができないとするものであります。

次は第四百四十六条であります。本条は、手形訴訟の証拠制限に関する規定であります。本条第一項は、手形訴訟においては、原則として文書の証拠調べを行なう書証のみが許されるものとし、他の証拠調べ、たとえば、証人尋問、検証、鑑定等を許さないことを明らかにするものであります。

本条第二項は、書証の対象となる文書につきましても、その提出命令または送付嘱託が許されず、当事者の提出する文書についてのみ証拠調べをすることができるとし、また、書証の手続中においてされる筆跡または印影の対照の用に供する文書その他の物件についても、右と同様とするものであります。

本条第三項は、第一項の証拠制限の

例外として、文書の真否及び手形の呈示に関する事実については、申し立てによる当事者尋問を認めるという趣旨であります。

本条第四項は、嘱託による証拠調べ及び第二百六十二条の規定による調査の嘱託を禁ずるものであります。

以上の証拠制限は、手形訴訟事件を簡易迅速に処理することを目的とするものであって、その理由は、手形上の権利の確実性がきわめて高度であるという手形の法的性格、及び実際の訴訟においても、手形上の権利者の勝訴率がきわめて高いという経験的事実とにかんがみまして、無用な人的抗弁の提出による訴訟の遅延を防止することにあるわけであり、

なお、本条第五項は、裁判所が職権で調査すべき事項については以上の証拠制限の規定が適用されないことを注意的に定めたものであります。

次は第四百四十七条であります。本条第一項は、手形訴訟による訴えを提起した原告に対し、手形訴訟の口頭弁論終了前において、手形訴訟を取りやめて通常の手続へ移行させ得る権能を認めたものであります。その結果、証拠制限のために手形訴訟では原告勝訴の見込みがないとき、あるいは被告が原告主張の事実を争っていないため通常訴訟で処理しても変わりがないときなど、手形訴訟を経由するとかえって全体としての訴訟の完結が遅延する場合に、原告は通常訴訟を訴訟提起後でも選択できることとなるわけであり、

本条第二項は、手形訴訟から通常の手続への移行の効果は、原告が裁判所に対してした申述のときにおいて生

じ、したがって、裁判所はそのとき以後いつでも通常の手続による審理を開始することができるが、被告が期日においてすでに了知している場合を除き、裁判所は通常の手続への移行の事実を直ちに被告に通知しなければならぬとするものであります。この通知は、被告に対し通常の手続における応訴の準備をする機会を与えるために必要であります。

本条第三項は、手形訴訟が通常の手続に移行した場合において、すでに手形訴訟のために指定されていた期日は通常の手続のために指定された期日とみなすものであり、裁判所があらためて期日を指定し直す必要のないことを明らかにしたにすぎないのであります。

次は第四百四十八条であります。本条は、手形訴訟が通常の手続に移行した後における口頭弁論の終結時期について定めたものであります。すなわち、手形訴訟が通常の手続に移行した場合において、被告が口頭弁論で原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御方法をも提出していないときは、裁判所は、通常の手続に移行した事実が被告に通知される前であり、また、口頭弁論を終結することができるとするものであります。この規定は、被告が手形訴訟において原告主張の事実の否認その他の防御方法を提出して原告の請求を争っている限り、手形訴訟が通常の手続に移行した後において、その事実が被告に通知され、かつ新期日が開かれなければ口頭弁論を終結することができないという理由を前提としております。そして、本条を設けました理由は、現在の手形金請求

訴訟事件のうち相当数のものが被告欠席のまま何らの防御方法も提出されることがなく処理されている実情にかながみまして、このような場合には、手形訴訟から通常訴訟に移行した後、直ちに通常訴訟の口頭弁論を終結しても、口頭弁論の再開申請ができる以上、被告に与える不利益は少ないし、訴訟の迅速な処理上も適当であるからであります。

訴訟事件のうち相当数のものが被告欠席のまま何らの防御方法も提出されることがなく処理されている実情にかながみまして、このような場合には、手形訴訟から通常訴訟に移行した後、直ちに通常訴訟の口頭弁論を終結しても、口頭弁論の再開申請ができる以上、被告に与える不利益は少ないし、訴訟の迅速な処理上も適当であるからであります。

次は第四百四十九条であります。本条第一項は、手形訴訟による審理裁判を求められない請求については、これを判決で却下すべきものとし、かつ、このような判決をする場合に、必ずしも口頭弁論を経ることを要しないとするものであります。原告はこの判決に対して控訴を提起することはできないのであります。本条第二項により判決の送達後二週間内に当該請求につき、通常の手続による訴えを提起し直すときは、その訴えは手形訴訟による前訴の提起のときに提起されたものとみなされ、これにより時効中断等の効果は前訴の提起のときにさかのぼることとなるのであります。

なお、本条は、訴えを却下される前ならば、原告が手形訴訟を通常訴訟へ移行させることを妨げるものではございません。

次は第四百五十条であります。本条は、手形訴訟の終局判決に対して直接控訴を提起することができるのは、一般的訴訟要件が欠けていることを理由とする訴え却下の判決に限るものとし、その他の終局判決に対しては控訴を提起することができないとするものであります。手形訴訟においては、証拠を

制限して審理するので、さらに第一審で証拠の制限のない審理を行なう道を認めるべきだからである。

第四百五十一条は、手形訴訟の終局判決に対する原則的な不服申し立ての方法を定めたものであります。すなわち、手形訴訟の終局判決に対しては、訴えを却下した判決を除き、判決の送達後二週間の不変期間内に、その判決をした第一審裁判所に異議の申し立てをし、証拠制限のない通常の手続による審理及び裁判を求めることができるとするものであります。証拠制限のために立証できなかった正当な主張につき、通常の手続でその立証をする機会を与える必要があるからであります。この異議の申し立ては、本条ただし書きにより、右の二週間の期間前でもすることができ、

第四百五十二条の第一項は、通常の手続による第一審の終局判決があるまですなわち第四百五十一条の異議の取り下げが許されるとするものであり、異議の取り下げによって、通常は手形訴訟の判決が確定することになります。

第二項は、当事者が一たん申し立てた異議を取り下げることにつきましては、相手方の同意が必要であるとしております。手形訴訟で敗訴した当事者の一方から異議が申し立てられ、異議を申し立てない当事者にとっても、その主張につき通常の手続による審理の機会が与えられることとなります。一方、一方的な異議の取り下げを認めることは相当でないからであります。

第三項は、異議の取り下げについて、訴えの取り下げに関する規定のうち必要なものを準用するものであります。

第四百五十三條は、上訴権放棄の規定にならないうち、第四百五十一條の異議の申し立てを放棄することを認め、あわせてその方式を定めたものであります。

第四百五十四條の第一項は、第四百五十一條の異議申し立ての方式を定めたものであつて、書面によつてしなければならないとするものであります。本条第二項は、異議申し立ての書面に準備書面の役を兼ねさせることができるとし、本条第三項は、異議申し立ての書面を相手方に送達して異議申し立ての事実を通知するものとしております。

第四百五十五條は、第四百五十一條の異議申し立て期間の経過等の理由で異議が不合法であり、かつ、その欠缺が補正できないものでありますとき、口頭弁論を経なくても判決で異議を却下することができるとしております。元來、異議が不合法であれば却下されることは当然であります。本条は、必ずしも口頭弁論を経ることを要しない場合を定めたものであります。

第四百五十六條は、手形訴訟の判決に対し適法な異議が申し立てられた場合の効果を定めたものであります。すなわち、適法な異議の申し立てがあり、かつ、訴訟は手形訴訟の口頭弁論終結前の程度に復するものとして、裁判所は、引き続き原告の請求の当否について通常の手続により審理裁判すべきものとしております。この効果は、敗訴した当事者のいずれか一方が異議を申し立てれば生ずるものであつて、控訴の場合における不服申し立ての限度及び不利益変更の禁止は存しないのであります。

あります。なお、異議の申し立てがあつても手形訴訟の判決の効力は失われません。

第四百五十七條は、手形訴訟の判決と異議申し立て後にされるべき通常手続の判決との關係を明らかにしたものであります。第一項は、異議の申し立て後において第一審裁判所が通常の手続によつて審理をした結果、訴えについての判断が手形訴訟の判決の結論と一致するときは、手形訴訟の判決を認可するといふ形で、裁判所の判断を示すべきものとしております。手形訴訟の判決の結論と異議申し立て後の第一審裁判所の判決の結論が一致する場合に、あらためて原告の請求の当否について判決を直すとしますと、強制執行の基本となる債務名義が二個存在することになりかねないからであります。本条第一項ただし書きは、手形訴訟の判決の結論が法律に違背し、その判決が適法に存在していないと認められる場合には、たとえ手形訴訟の判決の結論と異議申し立て後の第一審裁判所の判決の結論が一致しても、第一審裁判所は必ず手形訴訟の判決を取り消すべきものとする趣旨であります。

第二項は、異議申し立て後の第一審裁判所が通常の手続により審理した結果、手形訴訟の判決と一致した結論に到達しないときは、あらためて訴えについての判断を示す新判決をしなければならぬこととし、かつ、その新判決においては、手形訴訟の判決を取り消すべきこととしたのであります。

第四百五十八條は、訴訟費用の裁判に關して第九十五條及び第九十五條第二項の特則を定めたものであります。すなわち、手形訴訟の判決に対し適法な異議の申し立てがあつた場合には、訴訟は手形訴訟の口頭弁論終結前の程度に復し、通常の手続に接続するのであります。本条第一項は、手形訴訟における訴訟費用と異議申し立て後の通常手続の訴訟費用とを分離し、手形訴訟の判決でした訴訟費用の裁判を認可して異議申し立て後の通常手続の訴訟費用の負担につき別個の裁判をすることができるようにしたものであります。また、第一項は、異議を不合法として却下する場合に、異議申し立て後の訴訟費用の負担についてののみ裁判すべきことをも定めております。

第二項は、手形訴訟の判決において訴訟費用の負担の裁判を脱漏した場合に、第九十五條第二項により、その訴訟費用の負担につき裁判することを前提として、手形訴訟の判決に対し異議の申し立てがあつたときは、その訴訟費用の裁判が効力を失ひ、第一審裁判所が第一審の総費用について裁判をし直すために、同条第三項の規定を準用することとしたものであります。

第四百五十九條は、第三百九十一條と同趣旨の規定であります。

第四百六十條は、異議を却下した判決に対し控訴が提起され、控訴審においてその判決が取り消される場合に、おきましては、その事件について第一審裁判所の審理からやり直す必要があるもので、控訴裁判所は必ず事件を第一審裁判所に差し戻すべきものとしたのであります。第三百八十八條と同趣旨の規定であります。

第四百六十一條は、第三百五十六條の規定による起訴前の和解において、和解がととのわぬ場合に認められる訴訟開始の申し立ての際、手形訴訟に

よる審理及び裁判を求めることができ、その場合に、手形訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述をなすべき時期を定めたものであります。

第四百六十二條は、支払い命令に対する異議を経由して訴訟となる手形金請求事件が多数にのぼる現在の事情にかんがみ、このような事件について、手形訴訟による審理及び裁判を求めることができるようにしますため、本条第一項において、手形訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、支払い命令申し立ての際にしなければならぬこととしております。

第二項は、右の申述があつたときは、その旨を支払い命令に付記して債務者に通知すべきこととしたものであります。

第三項は、支払い命令に対し仮執行の宣言が附せられると、右の申述はなかつたものとみなすこととする規定であります。この規定により、支払い命令に仮執行の宣言が附された後の異議申し立ての結果提起されたものとみなされる訴えは、通常の手続による訴えとなるのであります。支払い命令に対する異議の申し立ては、仮執行の宣言が附される前のものが大部分であつて、仮執行宣言つき支払い命令には手形訴訟の仮執行宣言つき判決と同じような機能を与えることができます。本条では、仮執行宣言前の異議の場合に限つて手形訴訟による訴えの提起を認めることとしております。

第四百六十三條は、小切手金額及び過求金額等の支払い請求のような、小切手による金銭の支払いの請求と、これらの請求に付帶する年六分の法定利

率の損害賠償の請求については、小切手訴訟による審理及び裁判を求めることができることとし、小切手訴訟に關しては手形訴訟に關する規定をすべて準用するものとしております。

第四百六十四條ないし第四百九十六條は本文の整理であります。

第四百九十八條は、手形訴訟及び小切手訴訟の判決の確定時期及びこれらの判決に対する異議申し立てによる確定遮断の効力につき、通常訴訟の判決の確定時期及び上訴による確定遮断の効力と同様の定めをしようとするものであります。

第五百十二條ノ二、第一項前段は、手形金または小切手金等の請求につき言ひ渡された仮執行宣言つき終局判決に対し、控訴の提起があつた場合における強制執行の停止には、原判決の取り消し変更の原因となるべき事情の證明が必要であるとするものであります。その理由は、手形及び小切手の有する法的性格及び経済的機能にかんがみ、手形上または小切手上の権利者に對し迅速な強制執行による満足を得させる必要があり、他面、義務者の救済を考慮するとしても、現行法の第五百十二條が控訴の提起に伴う強制執行の停止をほぼ無条件で許すこととしておりますため、右の必要に反することとなりますので、手形上または小切手上の権利の存在の確実性がきわめて高度であることにかんがみ、強制執行の停止の要件として、原判決の取り消し変更の原因となるべき事情についての證明を要求し、その停止が真に必要と考えられる場合についてのみにこれを認めるのが相当であるからであります。

第一項後段は、右の執行停止の裁判は口頭弁論を経ないですることができるとし、また、その裁判に対しては不服の申し立てを許さないものとして、第五百条第三項の規定の準用を定めてゐるものであります。

第二項は、手形訴訟もしくは小切手訴訟の仮執行宣言つき終局判決に対し異議の申し立てがあつた場合、及び、手形金もしくは小切手金等の請求につき発せられた仮執行宣言つき支払い命令に対し異議の申し立てがあつた場合において本条第一項と同様とするものであります。

第三項は、本条第一項において控訴の提起等の場合の強制執行の停止について原判決の取り消し変更の原因となるべき事情の疎明を要求する点にかんがみまして、その疎明を容易にしますため、訴訟記録が原裁判所にございます間は、原裁判所においても強制執行の停止を命ずる裁判をすることができるとしたものであります。

第六百七条は、条文の整理であります。

附則の第一項は、この法律の施行期日を定めたものであります。

第二項は、この法律により手形訴訟及び小切手訴訟が設けられることに伴います経過措置を定めたものであります。

第三項は、この法律により手形訴訟及び小切手訴訟が設けられることに伴い、民事訴訟用印紙法に所要の改正を加えるものであります。その第一条は、裁判所書記を裁判所書記官に改めるものであります。第四条ノ二は、手形訴訟または小切手訴訟による審理裁

判を求められないものとして却下の判決を受けた請求について、通常の手続による訴えを所定の期間内に提起し直した場合には、その訴状には、あらためて印紙を貼用することを要しないとするものであります。第六条ノ三は、手形訴訟または小切手訴訟の終局判決に対する異議の申し立て書に貼用すべき印紙の額を定めたものであります。以上をもつて御説明を終わります。

○濱野委員長 以上をもちまして、両案に対する提案理由並びに逐条説明は終わりました。両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○濱野委員長 次に、刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き質疑を許します。神近市子君。

○神近委員 局長にちよつとお伺いたいのですが、この間都内で強盗を働いた三人の少年がございましたね。それが刑事処分相当として回されたことがあつたのです。それが今度は試験観察という形をとることになつたということであつたのですけれども、試験観察というものがどういふ性格のものであるかという点を説明してください。

○竹内(審)政府委員 私も新聞でいま御質問の点を承知いたしましたのでございまして、直接検察庁から詳しい事情を伺つておらないのでございしますが、仰せのようには、検察庁として、刑事処分という点で異例なことであつたかと思つてございます。新聞でもそのことを報道したわけであつたのですが、裁判所のほうには、いわゆる

逆送手続をとらないで試験観察というよりな処置をとつたというのが報道でございまして。その試験観察をとつたかどうかという確実なことは私承知いたしません。いわゆる試験観察とはどういふものかということにつきまして、私の承知しておることを申し上げてみたいと思ひます。

これは、家庭裁判所が審判を開始するかどうか、あるいは開始しないか、そういう手続が二つございまして。その二つの手続をとります。前段階としまして、試みにどういふ状態であるかということを一応見て、その結果いかんによりましては、不処分ではなく審判を開始して、その審判を開始した後に、あるいは逆送ということになるかもしれませんし、あるいは保護処分ということになるかもしれません。審判を開始する以前の段階としまして、裁判所調査官による試験観察と言ひます。一種の観察期間、その間の状況を調べた上で判断をしよう、という手続のようでございます。

○神近委員 それは少年法に規定があるわけですか。

○濱野委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○濱野委員長 速記を始めて。

○竹内(審)政府委員 これは少年法に試験観察のことはたしか規定があつたと思つております。いま条文を見まして、わかりましたらまたお答えをいたします。

○神近委員 いま委員長からしかられましたけれども、私どもは、この問題は広範にわたる問題を含んでいふと考へるわけですが、前に質問なさつた方

も、その要旨はお尋ねになつていたやうでしたけれども、今度の三人の子供たちについてこの決定が行なわれるということには私は異議はないのです。この三少年については、そんなにこの決定が不当だとは思へないのです。ただ、こゝろがケースがこれからは出てくるのではないかと思ひます。それが明文化されていくかということをお尋ねしてみたいわけですが。

○竹内(審)政府委員 突然の御質問であつたので、私ちよつと勘違いをしておりましたので、訂正させていただきます。

少年法第二十五条の第一項には「家庭裁判所は、第二十四条第一項「保護処分の決定」の保護処分を決定するた

め必要があると認めるときは、決定をもつて、相当の期間、家庭裁判所調査官の観察に付することができ」といふ規定がございまして、これがいわゆる試験観察であると思ひます。こゝろが試験観察であると思ひます。こゝろが試験観察であると思ひます。こゝろが試験観察であると思ひます。

○神近委員 それは保護処分の開始決定前の段階の保護観察のよう

なものを試験観察というふうに先ほどお答え申し上げたわけでございますが、事実上そういうこともやつておられるのでございまして、その法のたてまえとしては、一応二十四条で、審判を開始した後に、最終の保護処分をするかどうかを定めるまでの間の中間処分として規定してあるやうでございまして、それが法律にいういわゆる試験観察である。まあそういうものは事実上の行為でございまして、開始前におきましては、こゝろが試験観察であると思ひます。こゝろが試験観察であると思ひます。こゝろが試験観察であると思ひます。

規のたてまえからいたしますと、開始決定をしてから後の、保護処分をするかどうかを定めるまでの中間的な処分としていまのような試験観察をするやうなことが法律上認められておるわけでございます。

○神近委員 御説明のときに、いままでの量刑が十分でないということ、そしてこれを重くすることによつてこの種の犯罪を少なくするつもりだといふ御説明があつて、前に刑を重くすることによつてこゝろが試験観察をするやうなことをお尋ねになつていたやうでしたけれども、私どももその点は非常に意見が同じであります。というのは、刑を強化したことだけでは、知的な人はこの犯罪には、いままでも私どもが聞いたところによれば、あんまりないのです。たとえば雅樹ちゃん殺しの人は知識段階に属する人だと思ひますけれども、あとは暴力団であるやうな人たちが、それから知能の非常に低い範囲の人たちに限られていふやうに考へるのです。ですから私は、刑の強化だけでこの目的が十分に果たされるかどうかというやうなことを考へてい

るのですけれども、そのほかの方法としては、局長がヒントをお持ちになるなら、どういふことが並行的に行なわれなければならないかというのを案としてお持ちになるなら、ちよつと伺ひたいと思ひます。

○竹内(審)政府委員 仰せのように、犯罪を防止する方法としまして、法定刑を引き上げること、これは一般予防の効果と申しますが、そういうことだけで、これが犯罪の防止に役立つ唯一の方法であるというふうに私どもも考

えていないのでございまして、この種の身のしろ金目的の誘拐罪のようなものは、特に先生御心配の点、私も同感でございまして。こういう事件は、犯罪が起ったならば的確にすみやかに検挙をいたしまして、それ相応な処罰をする、一件も未検挙事件というものは無いのだというような検察態勢と申しますか、捜査態勢が、将来のこの種の事件の発生を防止するのに非常に役に立つ的確な方法だというふうに、私はかねがね思っております。しかし、それならば、将来の犯罪を防止するためには、的確な刑罰を盛るのに現行法がちょうどいいかどうかということが、今回提案をいたしておりますところでございまして、手段をいたしましては、刑を上げるだけが唯一の解決策ではございませんが、刑を上げることもまた大切なことであるというふうに、この種の事件に關します限り、私はそういうふうに思っております。

○神近委員 吉原ちゃんの事件の起こったのは、下谷あたりの小公園でですね。そのすぐあとで、その公園でやはり子供が連れていかれた事件があったのですけれど、そういうことから都市公園法というものにちょっと注意されて、私もあれをざっと読んでみたのですけれど、大公園だと住宅から遠いから、たとえば日比谷公園とか上野公園とか芝公園とかいうところは、おとながついていきます。だけれど、区の中の小さな公園なんかに行きますと、子供たちが任意に遊んでいて、おとなはあまりいない。あなたがもし各般の事情を考え合わせるべきだとお考えになつておられるとすれば、子供の遊び場を何とか立法化する。たとえば監視人を

置くという点が一番大事なことですが、そういう方法はできないものかというところを、あなたはもういふにお考えになるか、その立法化はできないものかというところをお尋ねしたい。

○竹内(審)政府委員 確かに仰せのよう

に、公園で子供が安全に遊べるような方法、そういうものを講ずる必要があろうかと思うのでございまして、その公園の管理に關するいろいろな面での法改正ということも場合によりましては必要かと思うのでございまして、刑法の改正という点になりますと、犯罪は公園だけでは起こっていないので、学校の帰りとか、子供が自由に歩ける場合、子供に限りません、おとなでも被害者がございしますので、そういう点をいろいろ考えてみますと、いろいろな面で手当てをしていかなければならぬと思ひますが、何と申しまして、肝心なものは、身のしろ金目的の誘拐罪そのものにどうメスを入れていくかということが重要であらうと思うのでございまして。今回の立法は、そういう点に中心を置いた刑法の一部改正というところでございまして、ただいま仰せのような点も決して私どもも軽視しているわけではございません。

○神近委員 刑法の一部を改正する法律案に入りますけれども、近親その他被拐取者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、被拐取者を収受したる者は、二年以上の有期懲役に処するといふ点でつけられ、ある意味で刑を重くすることによつてこういう犯罪の発生を防ごうとするのが趣旨でしょう。そうすると、身のしろ金目的の被拐取者の収受とい

う、第四項でつけられ、これは、たとえばいま暴力団の場合の法案がきょう出ておりますけれど、その犯人に關係のある周囲というものは限られておると思ふのです。それで犯罪が起つてから受け取るというのではなく、犯罪を起す者も、ある計画を持って、なにあに、もてあませばあすこへ持つていくというふうなつながりを感じていく。それを見ておるほうでも、ある意味で、これは両方つながつたといふふうに考へておるのじゃないかと思ふのです。そのあとで誘拐した子供を受け取る人ですね。あまり法律用語といふものはやつかいで表現ができないのですけれど、これは私は少し軽過ぎはしないか。この収受した者が二年以上の有期刑といふのは、これはほとんど同罪に近い刑罰をやつてもいいと思ふのです。そうすれば誘拐した者がもてあましたときに、持つていくところが、ないといふようなことを考えれば、子供の場合は子供も安全だし、それを抑制する効果は非常にあるのじゃないか。

○竹内(審)政府委員 よくわかりました。仰せの点はむしろ二百二十五条ノ二の共犯になる場合でございまして、仰せのような収受罪になる場合ではないのでございまして。収受罪になる場合は、全然二百二十五条ノ二とは關係なく、あとになつて全く關係のない者が、そういう目的で収受をした場合を重く罰しようといふことでございまして、つうつうのような場合で、暴力団の一人であらうといふようなことで初めから意思の連絡があるといふふうに思われます場合は、収受罪のほうでなく、二百二十五条ノ二の誘拐罪のほう

の共犯になる、こういう解釈でござい

ます。

○神近委員 それからこの二百二十五条ですけれど、「營利、猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者」、この規定でつけられ、これは二百二十九条と關係がございまして、略奪結婚といふ問題でつけられ、略奪

○竹内(審)政府委員 これは關係がございまして、結婚の目的で誘拐した場合には親告罪といふことでございまして、被害者のほうから告訴が出ませんと訴追ができない關係になつております。ただし、その場合に絶対だめかといふと、そうではなくて、ただし書きがついておりました、結婚をしてしまえばそれができなくなりますが、その結婚はむろん無効でありましようし、また取り消しの裁判が確定をした後でありますれば、もしどうしても罰してもいいといふならば、そういう手続をとつてから後に告訴すべきである、こういうことが二百二十九条に書いてあるわけではございません。

○神近委員 この問題を私がこだわるのは、僻村に行きますと、まだ略奪結婚と昔言つていたことが残つていないとも限らないのです。何だかこの間朝日新聞のなにを讀んでみると、松永安左エ門といふ人も略奪結婚といふふうに書いてある。あれが僻村に行きますとまだ残つておるところがあるかも知れない。そういう場合に、合意といふことが言えると思ふのですけれど、こういうようなことでおどすべきでないといふのが私の考え方なんです。二百二十九条を讀んでみまうと、それはいぶん緩和されてあります。ですから、この二百二十五条はそれと

関連しておりますか、この宥恕効果がありましかつておることを一応お確かめしておるわけでは

○竹内(審)政府委員 二百二十五条は現行法の規定でございまして、御承知のように營利目的、わいせつ目的、結婚目的、三つの目的で人の誘拐をした場合、その中で結婚目的で誘拐した者については親告罪であるということが二百二十九条に規定してございまして、それで二百二十五条と二百二十九条との關係はおわかりいただけたと思ふのでございまして、親告罪にしたといふことは緩和をしたといふふうにお考えのようではございませんけれども、私はそういうふうには思つてないのでございまして、これはむしろ被害者の立場を考慮して親告罪にしておるだけであ

ります。被害者がけしからぬといふお考えでございまして告訴をしてくれれば、何らかは營利目的の誘拐と結婚目的の誘拐との間に差別はないのみならず、法定刑も同じ刑がきめてあります。したがつて、告訴を待つて論ずるといふ親告罪という規定は、これは被告のほうの、つまり犯人のほうの情状をくんでやつておるのじゃないかと、被害者の立場を考慮しておる。結婚目的でございまして、もちろん婦人が犯人である場合には相手は男でございまして、男が犯人である場合には相手は女でございまして、あつた場合が大部分だと思ひますが、そうすると、婦人の立場といふものを考慮して親告罪といふことにして、婦人の意思を尊重して処罰するかどうかをきめていくといふ立場をとつただけで、緩和しているのじゃないと思ひません。そういうふうには私は考えております。

○濱野委員長 刑法改正案に対する質疑は、都合により一時中断いたします。

○濱野委員長 この際、法務行政及び検察行政に関する件について調査を進めます。

質疑を許します。野原覚君。

○野原(覺)委員 質問の前に委員長並びに法務委員の皆さんに敬意を表したいと思ひます。お聞きいたしますと、法務行政に関する質問は毎週金曜日が定例だそうでございます。ところが、今週は金曜日はお休みでございまして、実は緊急にお尋ねしたいことがありまして、来週は金曜日までということになるかと思ひます。さうしてお願いをいたしましたところ、さうぞく予定を変更してお取り上げくださったことに對して、私は心から委員長並びに委員の皆さんにお礼を申し上げたいと思ふのであります。

第一に御質問したいことは、わが党の社会党の委員諸君が本委員会において再三にわたってお尋ねをされておる近江絹糸の事件であります。これは法務大臣も御承知のように、近江絹糸事件というのは昭和三十七年の十月に近江絹糸の株主境野清雄氏が告発をした事件、その告発の中身は、これまで法務大臣御承知でございまして、近江絹糸の前社長の丹波秀伯さんが經理担当重役の西村さんと結託をいたしました、昭和三十三年の七月から三十六年の六月にかけて一億二千七十万円の横領をしておる。そのことが大阪地検に告発をされて、大阪地検はその後鋭意捜査に当たっておると私は承つておる

のであります。私自身も、先月の終わりでございましたが、大阪地検の井嶋検事正、それからト部特捜部長検事に会つて若干そのお話は承つておるものであります。三十七年の十月といへば、いまから一年半前の告発でございまして、その後捜査は一体どうなつておるのか、その後の捜査の進展——速記録によりますと、刑事局長は選挙等があつたのでどうも捜査が進捗しなかつた、こういうことも言われておるように思ひます。しかし、選挙が終わつてからもなかなか日数もたつておることでもございまして、近江絹糸のその後の捜査状況はどうなつておるのか、この点を最初にお聞きしたいと思ふのであります。

○竹内(壽)政府委員 近江絹糸事件につきましては、たびたび御質問をいただきました。そのつど、いま御質問の点につきましてはかなりお答えを申し上げてまいりましたと思つておるのでございますが、御承知のように、近江絹糸事件はこれに関連する事件を入れますと三つございまして、一つはいま仰せの昭和三十三年十月五日に告発になつております業務上横領等の事件でございまして、もう一つは、昨三十八年十一月四日に追告発が出ておりますいわゆるタコ配等の事件、商法違反の事件がございまして、それから、これはいまの業務上横領あるいは商法違反と関連があるかどうかはわかりませんが、同会社の株主総会に松葉会の一部の者が入つてまいりまして、いわゆる総会荒らしと言ひますか、俗にさういふふうに申しております総会事件が昨年の十二月に起こつておるのでございまして、大阪地検当局といたしましては、

すでに告発を受けました事件、それから最近になって追告発を受けました事件、それからいまの総会荒らしの事件等を全体的な視野で見て捜査をいたしておるようでございます。社会党の議員の先生方が現地へ御調査においでになつた際に、現地でも御説明を申し上げたさうでございまして、この事件は相當むずかしい事件のようでございます。けれども、だからといって告訴事件、告発事件そのものについていなやの回答をするというだけであつて、裁判官と違ひまして、検察官といたしましては、捜査の過程におきまして告訴人としてお気づきにならない面でありまして、捜査官の目で犯罪の容疑があればそれをもやるといふのが検察官の職責であらうと思ひます。さういふ観点に立ちまして、事件をしつかり握つて何とか事件が推移するかどうかというふうな点を絶えず検討して今日に至つておるやに聞いておるのであります。こまかい内容については、どういふふうにとりかへる順序で捜査しているかというふうなことは、捜査内容に属します。この席で申し上げることは適当でございませぬので控えさせていただきますが、鋭意捜査をいたしておりますことはどうぞ信じていただきたいと思います。御了承いただきたいと思います。

○野原(覺)委員 私が先ほど申し上げましたように、実は私、大阪地検に参りましたト部特捜部長、それから井嶋検事正にお会いをしていろいろお話を承つたのです。そのときト部特捜部長が検事が申したことは、近く捜査は完了いたしました。この捜査は結局に近づいてきておる、こういうことを申しておるわけですが、この辺はいかがですか。

○竹内(壽)政府委員 私はさうには承知いたしておらないのでございませう。特捜部長がどういふふうに申されたか存じませんが、私も、現地の検察庁のほうから伺つておりますところでは、近く捜査が完了するといふふうにはまだ私は何つておらないのでございまして、目下捜査継続中といふふうには承知しております。

○野原(覺)委員 目下継続中は継続中ですけれども、近く完了するつもりだ、さういふことを言つておるのであります。そこで伺ひたいことは、いま刑事局長のお話にもありましたように、この事件は業務上横領、それから先タコ配、商法違反の問題、それから先思ひますが、これは派生的な事件だと思ひますが、松葉会の問題、この関連性があるからといふので捜査をされることは捜査当局の御自由でありますけれども、三十七年の十月に告発したのは業務上横領について告発をしていゝる。この点についてはかなり事実をつかんでおられると私も思ふのであります。業務上の横領の事実はあるのかないのか、こまかいことは捜査の過程でもありますからあなたの方にも答弁は困難かと思ひますけれども、一体業務上の横領の事実はあるのかないのか、一体その金額はどのくらいなんだということは、これは法務委員会でも御答弁になつても何ら差しつかえなからうと思ひます。この事件が終結されております場合には、社会の耳目を驚動した事件でもありまじやうし、またこの委員会でもしばしば質問をされた重要な事件でございまして、ある程度御説明を申し上げること

は私どもの職責だと考えておりますが、ただいまこれはまだ検察庁としてはいなやの結論を出しておらない段階でありまして、これがあるのかないのかといふようなことを私がこの席で申し上げますことは、私としては職責の外にあることであらうといふふうには考へておるのでございまして、もう少し事態の推移を見守つていきたいといふのが私の気持ちでございます。

○野原(覺)委員 あなたがさういふ答弁を何回となく繰り返されるので、実は私は委員の皆さんにお願ひをして質問に立つたのです。この点は天下の人が非常に大きな疑念を持つておる。たとえば業務上の横領は一億二千七十万円で告発をしておりますけれども、地検の調べでは業務上の横領金額は一億四千円だといふ人もあるわけですね。さうしてこの一億四千円といふ金は、近江絹糸が三十二年に人権争議をやつたために、その人権争議のあと始末として重役室の仮払いになつておる。その仮払いがその後会計法上も何ら清算をされてない。仮払いのままになつておる。こういうことは大阪地検でも明らかにしております。あなたがお触れになりましたが、天下の人が非常に疑念を持つてきておる。どういふ疑念を持つてきたかといふと、法務大臣、よくお聞き願ひたいのですが、あなたが責任者でありますから、横領金額の一億二千万円が一億四千万円、地検の調べでは一億四千万円と言つておる人もありますが、告発は一億二千万円だ、このうち五千八百万円が政界に献金をしたといふじやありませんか。この政界献金が介在するた

捜査につきましては、この問題に限らず、きわめて敏速に正確に事が運びますようにわれわれは指示しております。ただいま仰せのように捜査をと

ます。
○野原(覺)委員 あなたはそういうことを仰せになるわけですが、言っておきますよ、井嶋検事止と卜部特捜部長

うで検事が説明しておるじゃないかと
いうおことばでございましたが、私
は、これはほんとうを申しますと心外
に存するのでございまして、先生方を

に、なるほど私も個人的に信頼して発表されたことを君らがすぐ新聞に發表したじゃないかということでありすすけれども、私どもは、これは捜査のすす

階で、どうも黒らしいとか白らしいとかいろいろ思うことはございまして、う。初め思つたことがそのまゝいくすけでもないし、いろいろ考えはあると

思います。ただいま横領があつたとかないとかいう事実が確定してないのでございます。確定すれば結論が出るわけでございます。そういうものを、このくらの横領があつたとか何とか、こういう席で申しますことは、もしなかつたら当事者に対してはたいへんな名譽その他を傷つけることになりまゝす。社会を誤解におとしめて非常な悪い結果が出ると思ひます。最後のときまらぬものを軽々に申し上げることはかえつてよろしくない、こういう考へ方でございます。

○野原(覺)委員 私のお尋ねは、近く検事正、特捜部長検事は振動のうわさがあるようだが、それは事実かと聞いておるのです。

○賀屋国務大臣 人事異動は行ないませんが、いつ行なつてそれが何するか、わつともまだ私の頭の中にはございせん。

○野原(覺)委員 委員長とのお約束もありましたから、できるだけ簡潔に、これで終わりたいと思ひますが、この問題は実はいろいろうわさによりわさを生んで、そして私も最も遺憾にたえないのは政界献金なのです。政治家といふのはけしからぬじゃないか、こういうことも言われておる。それから労働組合側としてもはなはだ迷惑をしておる。二千万円労働組合を骨抜きにするための工作費だなどという事も出されてきておる。ですから、この問題は検察庁の威信のためにもすみやかに事態をはつきりさしてもらいたい。これは三十七年の十月からの事件なのです。三十七年十月からの事件がいまだにはつきりしないということでありまして、国民は疑惑を持つてくるわけ

なんです、献金等が中に介在してありますから。ですから、これは法務大臣から承つておきますが、捜査の過程でございまして、私もこれ以上はお尋ねをいたしません、これは近くあなたの方としては、この捜査の指揮を進行さして、そしてこの事態は国民の前に明確ならしめる、そういう決意をお持ちかどうか、決してこれをあいまにする事があつてはならぬと思うのです。いかがですか。

○賀屋国務大臣 捜査はなるべく早く完了するようにつとめます。そして捜査が完了しましたならば、明らかにすべき事態は明らかにしまして、世間よく事態の真相がわかるようにしたいと思ひます。

○野原(覺)委員 事態の真相が明らかになるまでは、この事件を担当された検事正並びに特捜部長検事の異動は慎むべきだ、そういうことをやると、なお一そう国民が疑惑を持つてくる。これは検察界の威信のためにも、検事正と特捜部長がこれをやつてきた以上、この両者にこの事件の結着がつくまではがらばらせる、こういう方針をとられるように要望いたしておきます。これで終わります。

○濱野委員長 刑法の一部を改正する法律案に対する質疑を続行いたします。神近市子君。

○神近委員 質問を続行しますけれども、二百二十六条に、国外に移送する目的で略取あるいは誘拐した者は、という項目があるのですけれども、これはおとなを想定しておられるのか、あ

るいは子供にこういう事実があるので

○竹内(壽)政府委員 この第二百二十六条は、おとなも子供も両方を想定した条文でございます。しかしながら、事件といつたしましては最近一件も報告がないのでございまして、これは捜査が十分のために発見ができないのかもしませんが、私どもの感じとしては、国外移送目的の誘拐といふのはあまり起こつていないのじゃないかというふうに考へております。

○神近委員 それはおとなですか。戦前には、たとえば香港向けといふのは九州地方では非常に盛んだつたのです。今日戦争後はそれはもうあまりないのではありませんか。

○竹内(壽)政府委員 おとなも含むのでございますが、戦前には、そういうことを私も聞いて承知しておりますが、戦後には、私どものいままで調査したところでは、そういう事件は報告されてないようでございます。

○神近委員 このごろいろいろ外国にはフランク・シナトラの息子の誘拐といふふうな事件が起つております。私どもは、あの事件なんかは何かおとなの取引のようなものに感じるので、ただけれども、この法律は主として子供の場合を想定してあるので、私はその意味でさつきから局長にお願いしておるうちに、法律一本で取り締まつてこれらが万々というふうな考へ方ではなく、もっと広範にわたつて、どうしたら子供たちを守ることができるか、さつき公園の監視のお話を申し上げたのはその意味でございまして、子供をもう少し中心的に考へていただきたいというのが私の質問の要旨でございます。

○竹内(壽)政府委員 仰せの趣旨はよくわかります。ごもつとも存ずるの

でございまして、この二百二十五条ノ二という規定、これが今度の改正の非常に重要な部分でございますが、この条文からいたしまして、ここでは子供だけではない、子供はもちろん含みますが、おとなも含むというふうに規定されておるわけでございます。事件を見ましても、子供の事件が多いのでございまして、少年をこえた成年が被害者になつておる事件も少なくないのでありまして、外国の立法例などでは、特に幼児、少年だけを対象とした、こういう身のしろ金目的の誘拐罪を規定した国がございまして、その少年につきましても、幼児だけに限定するか、あるいは十六歳以下に限定するか、十八歳以下に限定するかといううな、立法例はいろいろ多岐にわたつておりますけれども、そういうふうな年齢を制限して規定をいたしますと、年齢が一つ上であつたために、下と上とで非常な違いが起つてくるという事は、この罪の性質から申しまして区別がないにもかかわらず、対象者の年齢のちよつとした違いで非常に取り扱いが違つてくるという事は適当でございせんので、最近のこの種の犯罪の傾向等をよく観察いたしまして、諸外国の立法例でも、子供だけでなくおとなを含めての犯罪立法例、これもかなり、半々くらいはあるわけでありまして、そういうふうな傾向をよく見まして、今回の改正をいたしたわけでございます。

○神近委員 何だか外国の立法例を見ると、死刑までついていますね。それから日本の場合ここで無期ということ

が出ていますけれども、表現が違ふのか、七十五年というふうな刑もある。それは無期というふうなことを意味するのではありませんか。

○竹内(壽)政府委員 外国の立法例には、仰せのように死刑まで規定した国も二、三あるわけでございます。大体において無期とか、懲役二十年とか、非常に重い刑を規定しておる国が多いのでございまして。いま仰せのように七十年とか七十五年というふうなのは、これは法律のたてまえが違ひまして、わかりやすく申しますならば、日本では併合罪というふうな場合には、長期の一倍半を重い刑として、その範囲内で刑を盛るといふことが刑法の規定に書いてございまして、国によりましては、併合罪の規定を、全部寄せ算で足していくような構造の刑の盛り方をきめておる国がございまして。そういう国でありますと、七十五年とか百年といふふうな刑が出てくるわけでございますが、そういう刑はどちらかというと古い形の刑法の規定のしかたでございまして、ただいまの新しい近代刑法におきましては、そういうふうな刑期の定め方はしてないのが普通でござい

ます。

○神近委員 大体において話はわかつたと思ひますけれども、おとなの場合と子供——二、三日前に一人子供が殺された事件があつたのですけれども、子供の四つ、五つ、幼稚園くらいまでは別に社会的には何の意味もその生命は持つていない。だけれど、命というものはやはり根本だと思ひます。だから、そういうものを自分たちの取引の対象にするといふことは、どんな極刑であつてもいいだらうと思ひるので

す。無期というのは非常に強いわけだ
と思うのですけれど、たとえば二、三
日前に殺したものと、あるいは吉展
ちゃんの問題とかいうようなものは、
どの程度まで想定されますか。という
のは、私がここで確かめたいのは、
法律が古くなつてくると立法の意
味が失われてしまつて、これがまた
とに戻るといふことも考えられるから
です。それをひとつ伺いたい。

○竹内(壽)政府委員 仰せのように、
裁判所で科せられます刑は、日本でも
ありまして、だんだん軽くなるとい
う傾向は否定しがたいのでございま
す。いま身のしろ金目的の誘拐とい
う罪につきましては、刑法がどうい
う規定をしておりますとも、犯罪学的
な類型と申しますか、そういう犯罪
という面から見ると、法律的には刑
法の営利誘拐の一つの加重類型とい
ふに私も考えておりますが、犯罪
類型からしますと、単なる営利誘拐
身のしろ金目的の誘拐とは性質が可
なり違つておるわけでございます。私
前にここで申し上げたわけございま
すが、これはその誘拐された者の自由
権と言いますか、そういうものが被害
法益、つまり保護しなければならぬ
法益が主になつておるのでございま
すけれども、他面、その被害者の生命、
身体が安全と言いますか、そういう
のが危険にさらされておる、そういう
危険から保護してやらなければならぬ
という法益があるわけでございます。
それからまた、それらの親たち、親
類、そういう者が、もしそういうよう
なことになつた場合にどういふ目に
あつておるだらうか、監督者とか保護

者とかそういう者の心配、心痛とい
うものを何とかして保護していかな
ければならぬ。こういう保護法益もあ
りまして、それからまた、それは犯人に
してみれば、それを種にして金にしよう
というわけでございますから、財産犯
的な性格も持つておるといふわけで、
この身のしろ金目的の誘拐罪という
のは、誘拐罪の中の一つではございま
すけれども、単なる営利誘拐とは違
して、非常に複雑な保護法益を対象
とした構造の犯罪であるといふふう
に思つておるのでございます。そこで、
この種の犯罪につきましては、日本の
裁判所もかなりきびしい態度で臨ん
でておられて、もし被害者が誘拐の
過程において殺されてしまつておる、
それはもう大部分殺人という処罰を受
けておりますが、殺人の刑になる場合
には死刑の判決を受けておるものも
数件ございます。それから有期懲役にな
りまして、十年以上の重い刑に処せ
られておるものが大部分でございま
して、日本の裁判所でも、この種の事件
につきましては法律の許す限りの重い
刑が科せられておるのが現状でござ
います。

それにいたしまして、身のしろ金
目的の誘拐罪というのは、現在の刑法
からいいますと営利誘拐といふもの
の中に入れるよりほかしようがないわ
けでございます。営利誘拐といふのは一
年以上十年以下といふ刑でございま
す。金を取ろうとすると、それは恐喝だ
といふことになりまして、これは十年以
下の懲役、両方の罪の併合罪だとい
うことになりまして、十五年以下で裁
判するよりしようがない。そういうこ
とになつておられて、現状はどうして

も帯に短しという感じがいたすわけ
でございます。その辺を整備いたしま
してこの種の犯罪に対処しよう、そこ
で無期という刑がどうしてもこへ出
てくるといふことになるわけであり
ます。これは私も考えまして相当な法
定刑だといふふうに考えております。

○濱野委員長 濱野君。

○鑑治委員 二、三、ちょっと疑問の
ところをお尋ねしたいと思ひます。
二百二十五条の「営利、猥褻又ハ結
婚ノ目的」この「営利」と二百二十五
条ノ二との區別を明らかにしてもら
たい。二百二十五条ノ二も、目的は違
うかも知れぬが、金を取ろうといふこ
とが目的ですね。「財物ヲ交付セシム
ル」これは営利の目的だらうと思ひま
す。二百二十五条も営利であり、二百
二十五条ノ二も営利である。この二つ
の區別をここでひとつ明瞭にしてお
いてもらひたい。

○竹内(壽)政府委員 二百二十五条の
営利目的の誘拐と二百二十五条ノ二の
身のしろ金目的の誘拐は、営利とい
ふ点では同じ罪でございます。それで二
百二十五条ノ二は、営利目的の誘拐の
中の情状の重い罪、こういうふう
に私は考えておるのでございます。ただ、
御承知のように二百二十五条のできま
した明治四十年代には、身のしろ金目
的の誘拐なんといふものはございま
せんでした。のみならず、戦前におい
ても、私の承知する限りでは一件もな
かつたように思ふのでございます。戦
後の犯罪でございまして、したがつて、
当時の立法趣旨としましては、この営
利の目的といふのは、被害者そのもの
を金にするという趣旨の営利でござ
います。つまり、よく女を売春婦に売

飛ばして、その金をもうける、こうい
うものの大部分が営利目的であつたの
でございまして、戦後の身のしろ金目
的の誘拐罪が出てきまして、現行法で
まかなうとすれば、この二百二十五条
の拡張解釈と言ひますか、そういう点
でまかなうほかしようがないので、幾
つかの判例も二百二十五条に当たると
いふ解釈をしておるのでございま
して、現状から申しますと、身のしろ金
目的の誘拐といふのは、やはり二百二
十五条の営利目的の誘拐に当たると
いふことになるわけでありまして、こ
れは刑法の体系から申しますとそう
いふことではございまして、刑事学的な類
型と申しますか、犯罪の性質をよく見
てみますと、先ほど神近先生にお答
え申し上げましたように、普通の営利
目的の誘拐と身のしろ金目的の誘拐と
は非常に性質が違つてゐる。片方はた
だそれに利得がついておるといふ誘拐
罪にすぎないのでありますが、身のし
ろ金目的の誘拐罪は、一つは、生命、
身体が危険にさらされておるもの、こ
れと営利誘拐罪、それからもう一つ
は、強盗や何かに近い財産犯にもまた
がる、そういう特殊なきわめて危険な
類型の犯罪である。これは犯罪学的に
分類をいたしますと、かなり違つた性
質の犯罪といふふうに今日では考えら
れておるのでございます。しかし、刑
法の体系上から申しますと、仰せのと
おり営利目的の誘拐罪が一般法であり
まして、身のしろ金目的の誘拐罪はそ
の加重類型である、かようにいま理解
をしております。その本質は、いま申
したように犯罪学的に見て非常に違
つた危険な犯罪である、こういうふう
に思ふのであります。

○鑑治委員 次に、二百二十五条ノ二
に、「近親其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮
スル者ノ憂慮ニ乗ジテ」と、こう書い
てある。なかなかどうも、いわゆるし
ばりの上にしばりをかけてあるようだ
が、これはどのしばりをかけなければ
ならぬ必要があるかどうかといふこと
が疑問になるのです。「安否ヲ憂慮ス
ル者ノ」として、「憂慮ニ乗ジテ其」
といふことはなくともいいいものではな
らうか。どうあつてもなくてはならぬ
とおっしゃるその点を聞きたいので
す。この間新聞で見つておると、
女の子が殺された。二日もうちをあ
けておるのに、親はこれを不審にも思
わなかつた。それは知能の足らぬ子供
であるから、ちよいとちよいとあける
といふので気にしなかつた。これらは
「安否ヲ憂慮スル者」の中に入るか
知らぬが、この第二の「憂慮」とい
うところまで入らぬと思ふのです。こ
ういふような場合には、これがかりに
身のしろ金を要求したとすれば、本条
から抜けることにはせぬかと思ふの
です。私はこの次の「憂慮ニ乗ジテ」
といふのがなくとも本法の目的は達
せられるのではないかと思ふのです
が、どうですか。

○竹内(壽)政府委員 この「憂慮ニ乗
ジテ」といふことは、御承知のよう
に、準詐欺罪の二百四十八条にそう
いふ用語例がございまして、「未成年者ノ
知慮淺薄又ハ人ノ心神耗弱に乘シテ其
財物ヲ交付セシメ」この「乗シテ」
といふことは、そのときの準詐欺罪の
解釈として、学説、通説と申しま
すか、その解釈は、利用してとか、つ
け込んでといふ意味になつてお
ります。そこでその解釈は、今回の「近親

其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者ノ憂慮ニ乗ジテ」といふ「乗ジテ」も、憂慮につけ込んで、憂慮を利用してというふうに解釈されるわけでございます。

そこで、いまの「乗ジテ」といふのが、場合によっては要らないのじやないかという点でございます。この点は実は私も学問的な見地からいふと、あんまり検討したたてたところはないが、はなはだ僭越でございますけれども、御参考になつて申し上げて御理解を得たいと思つております。外国の立法例も私はいふん見たのでございまして、ドイツ刑法の二百三十九条のaという条文でございますが、「人身引渡の代償に身代金を要求するために」と書いてあります。これが一九六二年のドイツ刑法草案、ただいま西ドイツの国会で審議中の法案でございますが、これには「被害者の安全に關する他人の憂慮を恐喝の目的に利用するために」といふふうに書き直してあります。この「恐喝の目的に利用するために」といふ書き方は、まさに「憂慮ニ乗ジテ」といふことばに相当するものでございまして、なぜこの現行法をいまのような「憂慮ニ乗ジテ」といふふうに書き直さなければいかぬかということがドイツの学会でも非常に論議をされておりました。その結果さういふ結論になつたことがドイツ刑法の一九六二年の草案の理由書に詳しく出ております。

その意味で御紹介申し上げるわけでございますが、その草案の理由書によりますと、「現行法の欠陥は、行為の目的の記述が広すぎる、かつ無色でありすぎる」といふことを指摘しておりました。「行為の目的は、単に監護権者への被害者の返還またはその約束

に対する財産上の利益の獲得という終局目標のみを客体とするものではなくして、行為によつて監護者に子供の安全に關する不安を生ぜしめ、かつそのことによつて監護者をして犯人の利益に財産上の処分を行なうことに傾けしめるような中間目標をも客体とするものである。」この中間目標のところは構成要件の客体になつておるんだというところを指摘しておるのでございまして、さういふ意味で、この草案は、被害者の安全に關する憂慮の利用を恐喝の目的の中の構成要件としてあげることによつて、この行為がその目的をうまく表現しているんだ。翻訳でございますのでちよつとおわかりにくかつたと思つてますが、要するに、終局目標だけではなくて、中間目標も構成要件の中身になつておるんだということ、ドイツでも論じられたに、こゝへ結論が到達したといふことがおる書いてございまして、そこいら辺を私どものほうでもいろいろしんしゃくいたしますと、過不足なく身のしろ金目的の誘拐罪を規定いたしますのは、この「乗ジテ」といふことばがないと適當でないといふことで、法制審議会の段階でもだいたふ学者が議論したたてたのでございまして。やはりこれは要るといふことに落ちついたわけでございます。この点は、私自信を持って「乗ジテ」を入れたほうがいいといふふうに考えております。

○鑑査委員 私もそう思いますが、「乗ジテ」と書いてあるばかりに、のされる者が出るのではないかということをお心配して御質問いたしたのでありますが、あなたの御説明で了解いたしました。

その次に、この間も問題になりましたが、その下にあります「其財物」であります。これはさう読んでみますると、「近親其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者ノ」「財物」と読めるんです。ところが、この間から聞いていると、さういふ意味ではなく、「憂慮スル者」から「財物」さういふことのようにですね。ほんとうのねらいは、これを讀言いかえれば、憂慮する者の所有物もしくは占有物、さう読めるんですが、この間から聞いているように、さうでなく、所有物であろうが借りてこようが、もつと言へば、とつさの免れに盗んでこようが、その者から物を取ればいいんだということになる。「其財物」といふことでは意味があらわれておらぬように思いますが、この点はいかがでありますか。

○竹内(審)政府委員 仰せのとおり、条文の書き方としては、「其」が所有物だといふのが普通考えられるのでございまして。しかし、所有財物——民法的には、憂慮している者の所有権はないにいたしましても、憂慮している者が差し出しますその財物が、他人から借りてきたものでも、とにかく自分で借りるだけの力があつて、第三者から出さして渡した場合に「其財物」の中に含めて考えるべきことが適當だといふことを解釈上申し上げたのであります。

○鑑査委員 私は仰せのとおり、たてまへは「其」という字がある限り、無関係な第三者の財物に入らなうといふことがそれではつきりすると思つてございまして。もし「其」がござい

ざいせん、そこは無制限に解釈が広がつていくおそれがある、私は起こらぬと思つて、「其」がなくても、同じように解釈されるのだからと思つておりますが、現行法に、さきに申し上げました準詐欺罪に「其」といふ字がありますので、それと同じ解釈をしますと、それをなくしますと、今度はあくまでも広いのだという反対解釈がそこ

に起こつてくるわけでありまして、現行法の解釈としては、準詐欺罪の「其」と同じように、これにも「其」を入れて、解釈は同じだといふふうにしておくことが、疑いを起こさないで、刑法の規定のしかたとしては適當だ。もし準詐欺罪の規定の「其」を削り、こちらのほうも「其」を削るというところで、解釈としてはさうなるのだといふこととございまして、これは一向差しつかえないと思つて、準詐欺罪といふのは二百四十八条の規定にあるわけでございます。

○鑑査委員 これはやはりいまおつ

つた準詐欺罪というのと同じ意味ですか。これはだれが見ても「其財物」といふと、未成年者または心神耗弱者の所有物もしくは占有物と読めるのです。むしろ私は、これは持つて回るかしてませんが、憂慮に乗じてその者より財物、さう言つたほうが一番明確じゃないか。その者から財物を交付せしめる、さうあるのがほんとうだろ

うと思つてます。さう直したらどうか。それからこの「其」といふのをとつたらどうなるか、もう一べんひ

つ。○竹内(審)政府委員 その者よりいふふうにはいたしますと、ただいま先生の御質問のお気持ちによく合ふ表現だ

と思つてございまして。しかし、それはただ手段がその者の手から出てくるというだけであつて、所有関係がはっきりしないわけで、だれのものでもないわけですね。盗んできたものややつてもいいし、何でもいふことになつたので、それでは立法の趣旨から言

つたり第三者のほうにずつと広くいくといふ、ただその者のチャンネルを通せばいいといふことになるわけで、さういふ意味でちよつと広過ぎるのじやないかといふ気がいたします。

それから「其」といふ字をつけるか

つけぬかという問題は、現行法のもと

ということですが、やや財物の所有権との関係において広くなり過ぎやしないかという感じがいたします。

○**鑑査委員** そうすると、所有、占有はもちろんです。そのほかのものでも、その者から通じていけばやはりこの中へ入ると解釈してよろしいように思います。

○**竹内(審)政府委員** 憂慮する者が、ことは適當でないかもしれませんが、支配し得る、管理し得る状態において入手した財物であれば入るといふ解釈をとつてよろしいかと思ひます。

○**鑑査委員** その次に、ここで私考えたのですが、これは憂慮に乗じたという悪質を重く罰する規定でありますので当然ですが、考えられるのは、私は今後暴力行為のところで聞こうと思つてゐるのですが、世の中がだんだん交わつてきますと、手段方法にどうも悪いものがこれから出てきやせぬか。略取、誘拐、藏匿等すべて入るわけですが、これに対して科学的な残虐きわまる方法によつてやる、科学的方法で略取を巧妙にやる、かようなことは想像できぬでもないと思ひます。そういうような場合に、いまないならいいかしらぬが、特に重く罰するといふことを私は考へておく必要がないかと思ひますが、この点はいかがです。

○**竹内(審)政府委員** これは一つの立法政策上の重大問題でございまして、仰せのように手段方法がだんだん悪質化し、大規模化していくといふことは、あらゆる犯罪現象について見られるところでございまして。そこで、従来の刑法はそういう場合にどういふ立法的な立場をとるかと思ひますと、三つござ

います。一つは一般の標準型の犯罪をまずきめまして、その加重類型をきめて、一般の犯罪は賞罰誘拐でございまして、身のしろ金目的の誘拐はその加重類型、こうなります。一般の犯罪には標準型の犯罪の刑をきめておいて、加重類型の場合には重くする、こういうやり方。その加重類型の考え方ではございますが、結果が非常に重大なものを生ずるという条件にして加重類型を定めるのと、いまおっしゃる手段方法に凶器とか毒物とか爆薬、そういうものを利用することによつて危険の可能性が非常に大であるというところに着目いたしまして、そういう手段方法をもつてやる犯罪は加重類型になる、こういう見方をします。加重類型の場合にもそういう見方をします。さらにまた犯罪のコンビネーションでござい

ますが、結合犯の形で加重類型を考へる、たとえば身のしろ金目的のものには生命、身体、安全の危険性といふことが背後にあるのでございまして、もし殺してしまつた場合には死刑に処するとかいふふうに、死刑と身のしろ金目的とを結びつけて、そして重い刑をつけるといつたような重くするやり方がある。それが一つの分け方。

もう一つは、総則の規定の中に、いまでも常習的な行為に出た場合には重くするとか、累犯になる場合には重くするとか、併合罪になる場合には重くする、そういう規定がございまして、そういう総則の中にある特殊な加重事情というものを明記し、各本条の罪にその総則がかぶつてきますので、それで加重するやり方と、立法政策としてはいろいろやり方があり、外国の立法例から見ましても、私のいま申したあ

らゆるものをつとめるのがあつたわけでありまして。大体の傾向としましては、結果の重くなつたことに着目をして加重するといふ傾向から、手段方法の危険性に着目して重くするといふようなやり方、そういうやり方にだんだん移行しておるのじやないかという感じが——これは感じでございまして、いたしております。いずれにいたしましても、加重類型といふものは、刑法の中に好むと好まざるにかかわらず加えていかざるを得ないのが刑事立法政策の問題であらうかと思ひます。

○**鑑査委員** これは将来とも大いに立法上考へてもらわなければならぬが、いまのところ、それでは裁判所の情状裁量の点でまかなつてもらう、こういうことで考へてよいかと思ひます。それからいまだ出ましたが、誘拐をした結果死にいたした場合、これはこの中に入るべきものじやないですか、入つておらぬ。強盗のところでさへ強盗致死傷した場合に重く罰して、当然この中に入らなければならぬと思ひますが、入つておらぬのはどういふわけですか。

○**竹内(審)政府委員** これはそういう考へも確かにあるわけなんです、私も立案の段階及び法制審議会の段階で議論をしたところでございまして、身のしろ金目的の誘拐に無期という刑が重過ぎる、しかしながら何とかなう刑を盛るといふために、傷害を犯した場合、傷害と身のしろ金誘拐とが結合犯の形で出てきた場合に無期を入れたらどうかという議論も法制審議会でございまして、これは現行法から言いますと、傷害を犯した場合は十年以下の懲役でございまして、強盗が傷害を犯

しますと、これはまた重い刑になります。もうすでに身のしろ金目的の誘拐が無期という刑を入れておけば、傷害の場合はそれでまかなえるのじやないかといふことが一つと、それから殺人罪で故意犯の場合には、百九十九条の殺人罪の規定が併合罪の形で適用されますので、死刑、無期、三年以上の有期刑ということになりますので、死刑という法定刑が出てくるわけでありまして。したがつて、生命犯を同時に犯した場合には何とかなう現行法でまかなえるといふことが一つの理由で入れることをやめたのでございまして。

それからもう一つの理由は、これを入れていきますと、逮捕、監禁で人を殺した場合とか、いろいろそういう場合との権衡の問題がありますし、人を殺したのならば、結婚目的で誘拐した場合だつて、人を殺した場合の加重類型を考へてもいいではないか、わいせつ目的の場合も同じだといふことで、賞罰誘拐の罪全体について、そういう規定をかふるような規定をつくる必要が同時にまた権衡上起つてくると思ひるのでございまして。そうなりますと、刑法の一部改正の問題ではなく、刑法全面改正の際に考慮すべき問題といふことになる。今回は必要にして最小限度の改正といふところに頭を置きまして、この改正といふところは一応いたしたけれども、そこまで手を伸ばさないほうがこの改正としては適當であらうといふことになつたわけでございます。仰せのように、そういう加重類型を考へるといふ考へ方は確かにございまして、私も検討いたしましたわけであつたのでございまして。

○**鑑査委員** 結果においては同じだろ

うと思ひますが、殺人罪では無期または死刑、ところが強盗致死傷罪に至りましては、致死罪ですね、これも無期または死刑でございまして。同一ではあるが、強盗の場合には強盗で死に至らしめたといふことで特に重く罰しておる。結果は同じになりますよ。なるが、そういうふうな規定しておる。普通の殺人罪よりかまだ悪いという意味だろと私には思われます。そこから考へると、この場合はそれよりもっと悪いのです。これはむしろ発覚を隠滅せんがために殺すことが多いのです。そうしてみると、結果においては同じかは知らぬが、その場合は特に極悪の重罪を科すべきものだといふ觀念を入れる必要はあると思ひますが、その必要はないでしようか。

○**竹内(審)政府委員** 強盗の例を出しになりましたが、刑法二百四十条の強盗致死傷、傷をつけた場合ですね、これは無期または七年以上といふことになります。ところが「死三致シタル」又ハ「無期」、そこに「死三致シタル」といふ場合の解釈としましては、御承知のように故意犯も含むという解釈になつております。したがつて、傷害の意思で傷害の結果死にいたしたといふ場合も入りますが、殺すといふ強盗殺人の場合も入るわけでございます。もし、いま結合犯としてつくろつたといふ議論が法制審議会で出ましたのは、故意犯の傷害についてのみ規定をしようといふ御議論でございまして、そういうことです。いまの二百四十条との関係で、これは故意犯だけじやなくて、故意犯も含む、故意犯の結果の死んだ場合も含むといふような解釈になるおそれがあつたはしないか。

おそれはないという議論もございましたが、そういうような点に多少疑問があるということがほかの委員のほうからも主張されまして、結局だめになったわけでございますが、この二百四十条と、今度はいま想定されます結合犯とを考えてみますと、故意の場合には先ほど申したように死刑、殺人罪が併合罪の形で適用されますのでいいと思います。それで故意でない傷害の場合には無期または七年以上ということ、すでにこの罪に無期という刑がありますから、傷害罪の場合は無期と十年以下の懲役との併合罪になるわけでございますから、無期でいくわけでございます。この点も差しつかえない。そうすると、問題は傷害致死の場合はどうなるかという点でございますが、傷害致死は二年以上の有期懲役というのが現行法でございます。そして有期懲役でございますから十五年までありますので、本罪は無期までつけてありますので、こういうものも大体この含んでおる構成要件だということに御理解を願いますと、してそこで結合犯を考えなくてもいいじゃないかというふうに思っています。いかなるものでございましょうか、私どもの考えはそういうことであります。

○鑑査委員 結局、この間の埼玉県の狭山事件なんかも死刑言い渡しがあったのですが、そういうことになりません。私の言いたいのは、普通の殺人罪より重いのだ。結果は、それは殺人罪になると死刑よりないのだから死刑へいくか知らぬが、この場合には特に重いのだということで、強盗致死罪ですか、同じように極悪だぞということをお印象づけるために死刑に処す、こう

いうふうに置いたほうがいいのじゃないか、こういうことです。とくとひとつ御考慮を願いたいと思います。

だんだん時間がなくなりまして、まだありますが、それはこの次に時間があつたら申すことにいたしまして、ひとつ最後に二百二十九条です。か、ちよつとわからぬところがあるのです。これを読んでみますと、「第二百二十四条ノ罪、」未成年者の誘拐です。ね、「第二百二十五条ノ罪」これはさっき言った営利誘拐、結婚の目的「及び此等ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ以テ犯シタル第二百二十七条第一項ノ罪、」これは幫助の目的をもつて收受または藏匿したる場合、「同条第三項ノ罪」こういうことですね。同条第三項といいますが、「営利又ハ強姦ノ目的ヲ以テ被拐取者又ハ被売者ヲ收受シタル者」こういうことですね。その営利收受者の罪までは未遂の罪は「営利ノ目的ニ出テナル場合ニ限り、」営利の收受罪に営利の目的に出でざる場合とは考えられせん。これは全部営利だからこの第三項の罪になるのでしょう。それに営利の目的に出でざる場合なんというものはあり得べからざることと思われませんが、その点伺いたい。

○長島説明員 御指摘の条文でございますが、二百二十四条の場合には、これはもちろん営利の目的がないわけでございますから、問題はございませぬ。それから二百二十五条でございますが、これは営利のほかにはわいせつ目的、結婚目的が入っております。したがって、わいせつ、結婚の場合には告訴が必要だということになってまいります。その次に、これらの罪を幫助する目的をもつて犯した二百二十七

条第一項の罪というのは、結局未成年者誘拐及びわいせつ、結婚目的誘拐を幫助する目的で、もつて收受した場合、これが親告罪になるわけでございます。その次に同条第三項の罪とございますのは、ただいま御指摘のように「営利又ハ強姦ノ目的ヲ以テ」というわけです。目的がそこに入っておりますので、結局このわいせつ目的をもつて被拐取者を收受した場合、これがこの親告罪になるわけでございます。

○鑑査委員 どうも聞いておつて非常に苦しいようですね。何かもつと明瞭にあらわし方がありそうに思うのですが、われわれは法律家として、営利罪と書いていながら営利の目的でないというのではないと思う。

きようは一時を過ぎましたので、この程度でやめます。

○濱野委員長 本日はこの程度で散会いたします。

午後一時十二分散会